

船舶事故調査報告書

令和6年7月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和5年11月28日 19時18分ごろ
発生場所	岡山県倉敷市釜島東方沖 久須見鼻灯標から真方位118° 1.1海里（M）付近 （概位 北緯34° 25.2′ 東経133° 50.4′）
事故の概要	貨物船菱運丸は、西進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和6年1月23日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 菱運丸、499トン
船舶番号、船舶所有者等	143010、菱鋼運輸株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級（航海）
負傷者	なし
損傷	左舷中央部船底外板に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風 西、風速 約10m/s、視界 良好 海象：波高 約1m、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、荷役待機の目的で、釜島東方沖の錨泊地に向かったが、ふだん錨泊していた地点に他船が錨泊していたので、別の場所に錨泊しようと思い、いつもより釜島に接近しながら西進中、釜島東方沖の浅所（暗岩）に乗り揚げた。</p> <p>本船は、バラストタンクの排水作業を行ったところ離礁したので、付近海域に錨泊した。</p> <p>本船の喫水は、船首約2.2m、船尾約3.4mであった。</p> <p>船長は、いつもより釜島に接近して航行するのは初めてであったが、釜島から離れているから浅所はないものと思っていたので、海図等で水路調査をしなかった。また、本事故当時、本船のGPSプロッターには釜島東方沖の暗岩が表示されていたが、船長は、浅所がないものと思っていたので、GPSプロッターを見ていなかった。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
分析	本船は、西進中、船長が、事前に水路調査を行っていない水域を航行する際、釜島東方沖の浅所の存在を知らないまま航行を続けたことから、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、西進中、船長が事前に水路調査を行っていない水域を航行する際、釜島東方沖の浅所の存在を知らないまま航行を続けたため、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・ 船長は、水路調査をしていない水域を航行する場合、事前に海図やGPSプロッターで浅所の位置を確認して航行すること。

付図1 事故発生経過概略図

